

公共調達に係る入札契約制度に関する
報 告 書

令和元年6月

山 形 県

本書は、「山形県公共調達基本条例（平成20年7月県条例第43号）」第4条第2項の規定に基づき、山形県議会に対し、公共調達（県が支出負担行為に基づき行う調達）に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を行うことを目的に作成したものである。

なお、本書は2部構成となっており、第1部は、建設工事及び建設工事関連業務委託に関する報告、第2部は、物品及び役務等の調達に関する報告となっている。

なお、入札契約制度の運用の状況及び見直しに関しては、山形県公共調達評議委員会の審議を経ており、審議概要については山形県ホームページで公表している。

【山形県ホームページ内の山形県公共調達評議委員会審議概要掲載ページ】

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180030/ch.html>

目 次

第1部 建設工事及び建設工事関連業務委託関係

第1章 入札・契約を取り巻く状況等

1 建設業を巡る環境

(1) 建設投資額の推移	1
(2) 建設業者数及び建設業就業者数等の推移	1
① 建設業者（許可業者）数	1
② 建設業就業者数	2
(3) 設計労務単価の推移	3
(4) 倒産件数の推移	4
(5) 収益性の推移	5
2 業界団体との意見交換会の実施	5

第2章 平成30年度における入札・契約の実施状況

1 建設工事関係

(1) 落札率等の状況	6
① 落札率	6
② 一般競争入札への平均参加業者数	8
(2) 不調・不落の発生状況	8
(3) 県内業者受注率の状況	9
(4) 品質の確保に関する状況	9
① 工事成績評定点	9
② 総合評価落札方式と最低価格落札方式での工事成績評定点	10
③ 低入札価格調査制度の運用	10

2 建設工事関連業務委託関係

(1) 落札率の状況	11
(2) 県内業者受注率の状況	12
(3) 品質の確保に関する状況	13
① 委託業務成績評定点の状況	13
② 低入札価格調査制度の運用	13
③ 非指名措置の状況	14

第3章 平成30年度及び令和元年度における主な改善の取組

1 公正な競争と適正な利益が確保される入札契約制度の実施	15
2 建設工事に関する見直し内容	
(1) 若手・女性技術者の育成モデルの試行の拡大	15
(2) ICT（情報通信技術）活用工事の試行の拡大	15
(3) 週休2日確保モデル工事の試行の拡大	16
(4) インターンシップ・職場体験学習等の評価	16
(5) 災害協定やボランティア活動等の地域貢献の評価	16
(6) 余裕期間制度の試行の拡大	16
3 建設工事関連業務委託に関する見直し内容	
(1) 総合評価落札方式の拡大	17
(2) 若手・女性技術者の配置の評価	17
(3) インターンシップ・職場体験学習等の評価の拡大	17
(4) ボランティア活動等の地域貢献の評価	17
(5) 条件付き一般競争入札の試行導入	17
4 入札・契約制度改善の経緯	18

第2部 物品及び役務等の調達関係

第1章 物品及び役務等の調達における入札・契約制度の運用状況	21
1 平成30年度における物品の調達状況	22
2 平成30年度における印刷物の調達状況	22
3 印刷物の最低制限価格の設定状況	23
4 平成30年度における業務委託の調達状況	23
5 業務委託の低入札調査制度の運用	24
第2章 地元調達の取組	
1 取組の内容	26
2 平成30年度の取組状況等	26
資料編	27
1 山形県公共調達基本条例	28

第1部 建設工事及び建設工事関連業務委託関係

第1章 入札・契約を取り巻く状況等

1 建設業を巡る環境

(1) 建設投資額の推移

山形県の建設投資額は、平成8年度をピークに平成22年度まで減少してきたが、平成23年度から増加傾向にある。平成29年度の公共投資及び民間投資の合計額は4,837億円で、前年度より162億円（3.5%）の増加となった。

建設業は、県民の安全・安心を確保するうえで欠くことのできない重要な産業であることから、今後とも建設投資額の動向を注視しつつ、入札・契約制度等のあり方について検討していく必要がある。

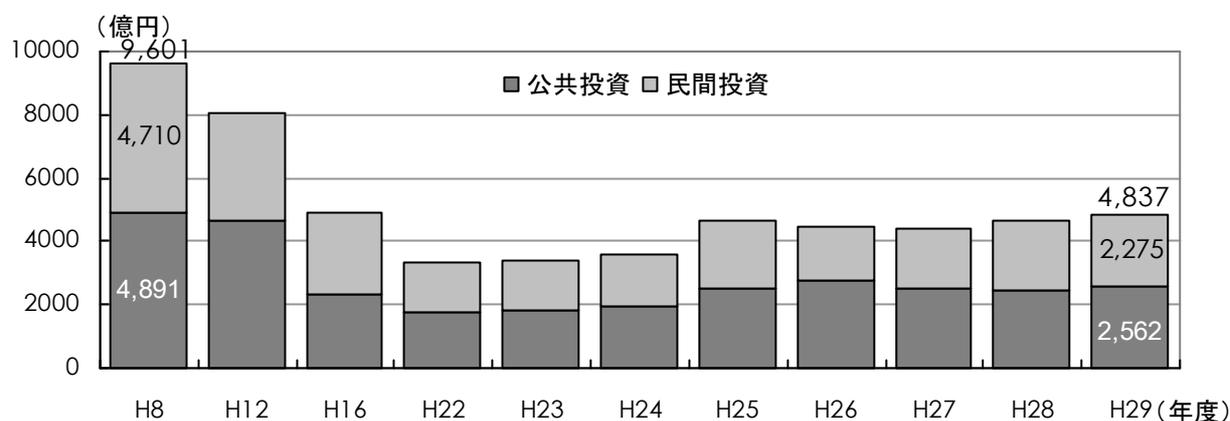
表-1 建設投資額の推移（年度）

（単位：億円）

	H8	H12	H16	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H29/H8 (%)
山形県建設投資計*	9,601	8,062	4,918	3,346	3,375	3,576	4,637	4,479	4,384	4,675	4,837	50.4
公共投資	4,891	4,672	2,323	1,807	1,934	1,950	2,543	2,784	2,485	2,446	2,562	52.4
民間投資	4,710	3,390	2,594	1,569	1,885	1,627	2,094	1,695	1,899	2,229	2,275	48.3
全国建設投資計	772,696	663,559	529,330	429,310	415,606	439,076	502,455	503,973	510,839	516,897	547,213	70.8
山形県構成比(%)	1.24	1.21	0.93	0.78	0.81	0.81	0.92	0.89	0.86	0.90	0.88	71.0

出典「国土交通省建設総合統計」 ※ 項目毎に端数処理をしているため、計が合わない場合がある。

図-1 山形県の建設投資額の推移



(2) 建設業者数及び建設業就業者数等の推移

① 建設業者（許可業者）数

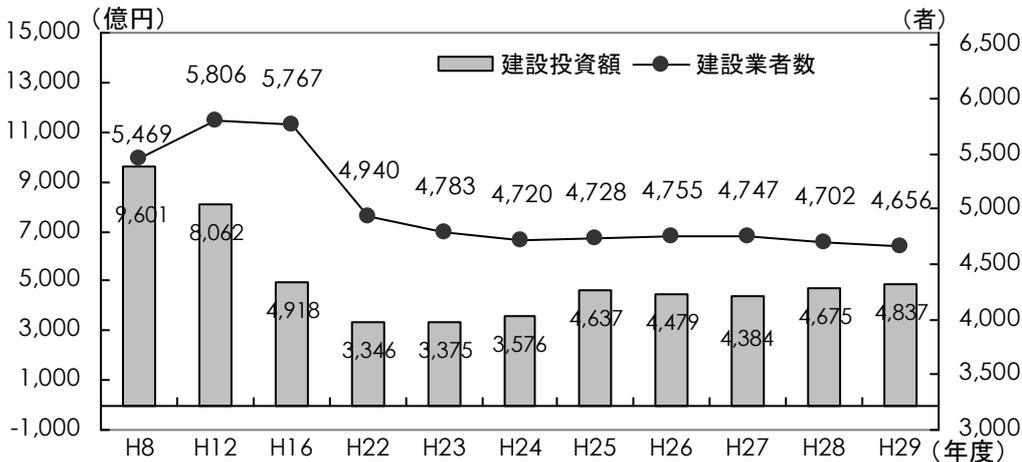
平成29年度の山形県の建設業者（建設業許可業者）数は、3月末時点で4,656者。近年は減少傾向から横ばいの状況である。

平成29年度の一業者あたりの建設投資額は、1億400万円と、前年度より500万円増となり、ピーク時（平成8年度）の59.1%になっている。（表-2-1、図-2）。

表－２－１ 山形県の建設投資額と業者数の関係

	H8	H12	H16	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H29／ピーク時 (%)
建設投資額 (億円)	9,601	8,062	4,918	3,346	3,375	3,576	4,637	4,479	4,384	4,675	4,837	(ピークH8) 50.4
建設業者数 (許可業者数)	5,469	5,806	5,767	4,940	4,783	4,720	4,728	4,755	4,747	4,702	4,656	(ピークH12) 80.2
一業者当たりの 建設投資額(億円)	1.76	1.39	0.85	0.68	0.71	0.76	0.98	0.94	0.92	0.99	1.04	(ピークH8) 59.1

図－２ 山形県の建設投資額と業者数の関係



② 建設業就業者数

県内建設業就業者数は、平成 27 年国勢調査では 48,903 人と、ピーク時の平成 12 年から 24,617 人 (33.5%) 減少している。

年齢階層別にみると、50 歳以上が 25,280 人 (構成比 51.7%) と全体の半数以上を占めており、29 歳以下は 5,019 人 (構成比 10.2%) となっている。

平成 12 年と比較すると、29 歳以下では 64.2% の減少となっており、若年者の確保が喫緊の課題となっている。(表－２－２)

表－２－２ 山形県内建設業就業者数の推移

	H12年		H27年		対H12年増減		
	就業者数 (人)	構成割合 (%)	就業者数 (人)	構成割合 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	構成割合の 増減ポイント
総数	73,520	—	48,903	—	▲24,617	▲33.5	—
29歳以下	14,023	19.1	5,019	10.3	▲9,004	▲64.2	▲8.8
30～39歳	10,336	14.1	9,269	19.0	▲1,067	▲10.3	4.9
40～49歳	18,235	24.8	9,335	19.1	▲8,900	▲48.8	▲5.7
50～59歳	19,204	26.1	10,285	21.0	▲8,919	▲46.4	▲5.1
60歳以上	11,722	15.9	14,995	30.7	3,273	27.9	14.8
50歳以上再掲	30,926	42.1	25,280	51.7	▲5,646	▲18.3	9.6

(出典「国土交通省建設総合統計」) ※ 項目毎に端数処理をしているため、構成割合の計が100にならない場合がある。

【参考】

	H12年		H27年		対H12年増減		
	就業者数 (人)	構成割合 (%)	就業者数 (人)	構成割合 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	構成割合の 増減ポイント
女性就業者数	10,032	13.6	6,811	13.9	▲3,221	▲32.1	0.3

(3) 設計労務単価の推移

設計労務単価（主要12職種平均）は、低下が続いてきたが、平成24年度より上昇に転じ、平成27年度には全国平均を上回った。平成31年度の単価は20,983円／日と対前年度で816円増の8年連続上昇となり、平成23年度と比較して8,758円／日、72%の大幅な増加となっている。

しかし、平成31年度の単価においても、ピーク時である平成10年度単価23,882円／日と比較して、2,899円／日のマイナス、対平成10年度比で88%となっている。また、隣接県（宮城県）との格差は解消されていない。（表－3、図－3）

本県の建設業における処遇改善と人材確保のため、設計労務単価の格差を是正し、適正化を図っていく継続的な取組みが必要である。

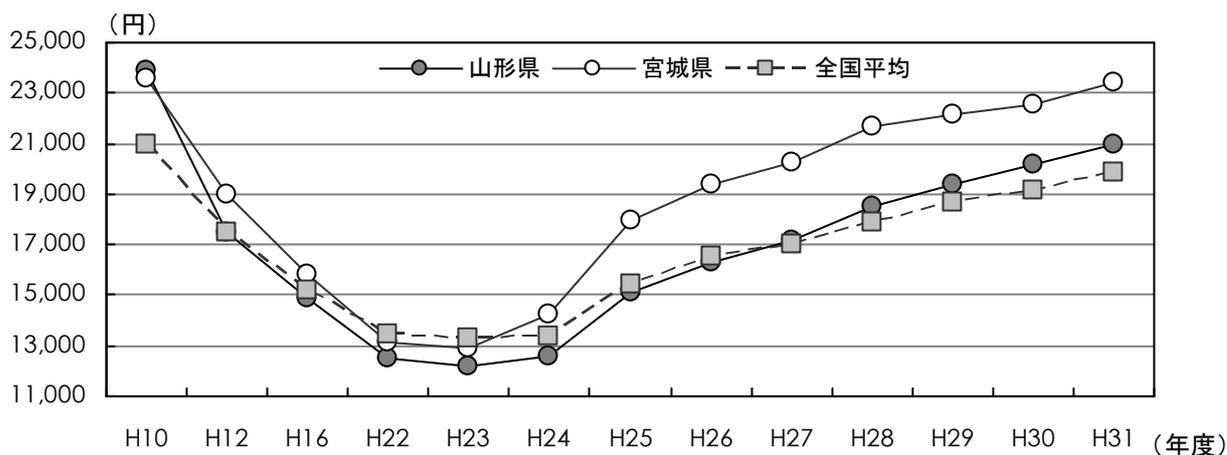
表－3 主要12職種設計労務単価の推移（国土交通省：公共工事設計労務単価）

（単位：日／円）

	H10	H12	H16	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
山形県(A) (H10=1.00)	23,882 (1.00)	17,518 (0.73)	14,900 (0.62)	12,500 (0.52)	12,225 (0.51)	12,583 (0.53)	15,117 (0.63)	16,308 (0.68)	17,142 (0.72)	18,475 (0.77)	19,367 (0.81)	20,167 (0.84)	20,983 (0.88)
宮城県 (H10=1.00)	23,555 (1.00)	19,009 (0.81)	15,855 (0.67)	13,150 (0.56)	12,867 (0.55)	14,250 (0.61)	17,958 (0.76)	19,375 (0.82)	20,250 (0.86)	21,692 (0.92)	22,117 (0.94)	22,583 (0.96)	23,425 (0.99)
全国平均(B) (H10=1.00)	21,002 (1.00)	17,519 (0.83)	15,199 (0.72)	13,450 (0.64)	13,328 (0.64)	13,401 (0.64)	15,454 (0.74)	16,516 (0.79)	17,043 (0.81)	17,910 (0.85)	18,634 (0.89)	19,156 (0.91)	19,853 (0.95)
全国平均との比較 (A)／(B)	1.14	1.00	0.98	0.93	0.92	0.94	0.98	0.99	1.01	1.03	1.04	1.05	1.06

※主要12職種：特殊作業員・普通作業員・軽作業員・とび工・鉄筋工・特殊運転手・一般運転手・型枠工・大工・左官・交通誘導員A・交通誘導員B

図－3 主要12職種設計労務単価の推移



(4) 倒産件数の推移

全国及び東北地域の倒産件数は、平成16年以降、平成20年まではほぼ同水準で推移していたが、平成21年から減少傾向を示している。

これに対して、山形県の倒産件数は、平成18年の57件をピークに後減少を続け、平成30年度はピーク時の約14%で、平成28年以降、3年連続で一桁となっている。(表-4、図-4)

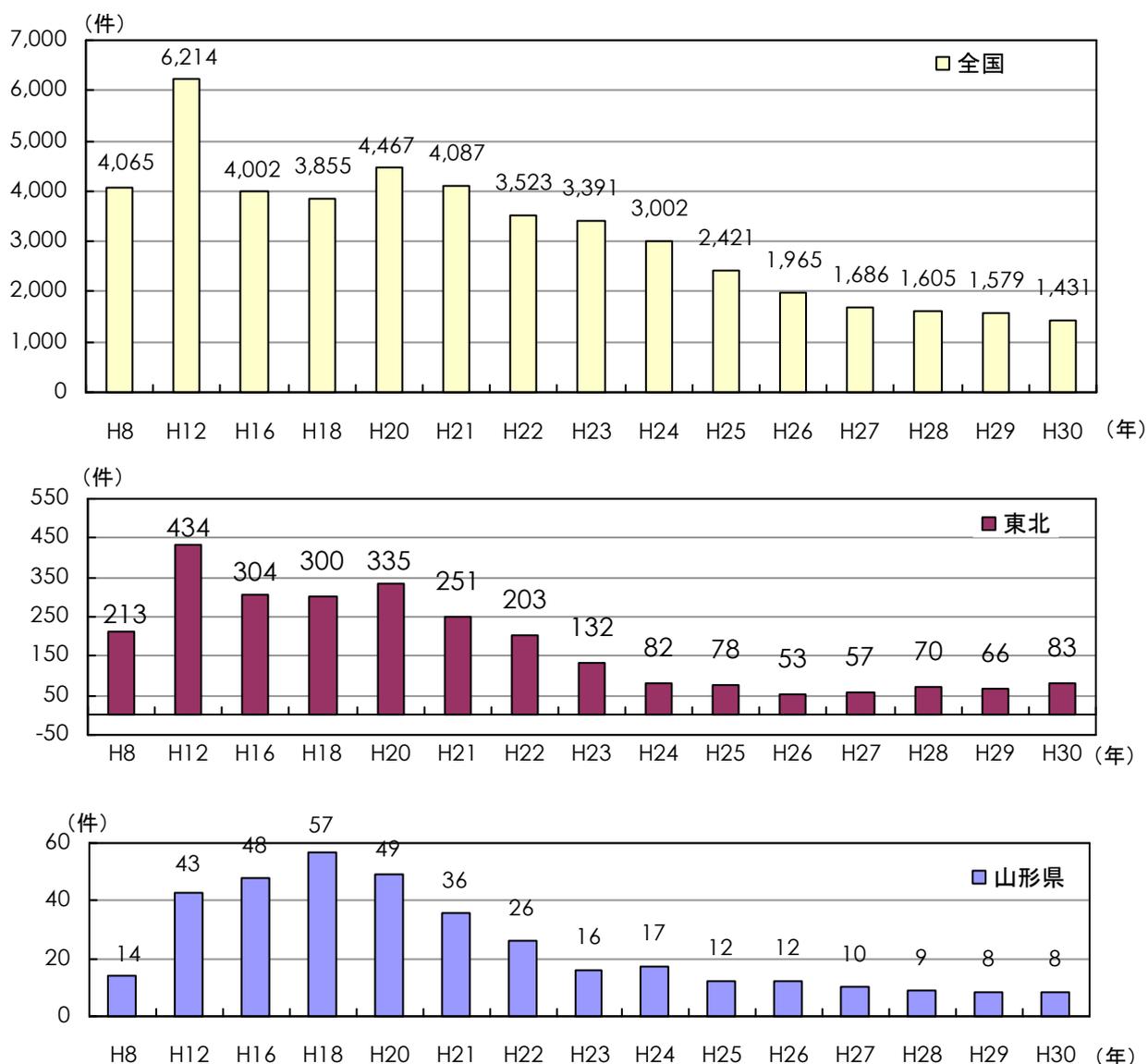
表-4 建設倒産件数の推移(暦年)

(単位:件)

	H8	H12	H16	H18	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
全国	4,065	6,214	4,002	3,855	4,467	4,087	3,523	3,391	3,002	2,421	1,965	1,686	1,605	1,579	1,431
東北	213	434	304	300	335	251	203	132	82	78	53	57	70	66	83
山形県	14	43	48	57	49	36	26	16	17	12	12	10	9	8	8

(株式会社東京商工リサーチ調べ)

図-4 建設業倒産件数の推移(暦年)



(5) 収益性の推移

本県建設業の収益性については、平成22年度までマイナスとなっていたが、平成23年度にプラスに転じた。震災復旧・復興工事の本格化や政府の緊急経済対策に加え、豪雨災害の災害復旧工事等による公共工事の増加等が要因となり、平成26年度にはプラス2.98まで上昇し、これまでのピーク時（平成5年度）の2.87を上回った。平成29年度には3.80まで上昇している。（表－5、図－5）

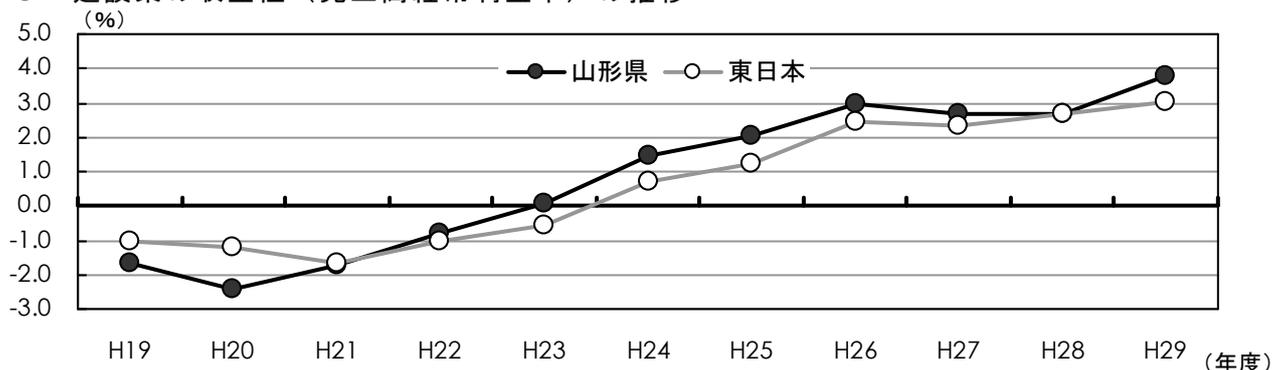
表－5 建設業の収益性（売上高経常利益率）の推移（年度）

（単位：％）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
東日本平均23都県	▲1.03	▲1.21	▲1.69	▲1.05	▲0.57	0.69	1.24	2.44	2.32	2.69	3.02
山形県	▲1.64	▲2.43	▲1.72	▲0.81	0.09	1.46	2.06	2.98	2.66	2.70	3.80
青森県	▲0.82	▲0.78	▲0.39	▲0.13	0.02	0.99	1.90	1.84	1.87	2.46	3.02
岩手県	▲2.00	▲1.95	▲2.89	▲1.40	0.67	2.68	2.81	4.14	3.74	3.66	3.99
宮城県	▲1.53	▲2.08	▲2.20	▲1.42	1.92	4.64	3.44	3.41	3.59	4.20	3.72
秋田県	▲2.00	▲2.36	▲1.82	▲1.07	▲0.71	0.27	1.68	2.43	2.64	3.10	3.66
福島県	▲2.29	▲3.04	▲2.98	▲1.76	0.69	3.63	3.82	4.50	4.46	4.56	4.03

※ 売上高経常利益率＝経常利益／売上高×100 （「建設業の財務統計指標」東日本建設業保証株式会社）

図－5 建設業の収益性（売上高経常利益率）の推移



2 業界団体との意見交換会の実施

平成30年度においても、「一般社団法人山形県建設業協会」、「一般社団法人日本建設業連合会東北支部」、「一般社団法人山形県測量設計業協会」、「一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部山形県部会」、「山形県建設コンサルタント協会」、「山形県地質土壌調査業協会」及び「一般社団法人建設コンサルタント協会東北支部」と意見交換を行い、入札・契約制度の改善点や各業界が抱える問題点等を把握し、入札契約制度の改善につなげた。主な要望事項等については、以下のとおりであった。

- ・改正品確法・建設業法・入契法を踏まえた発注について
- ・設計労務単価の適切な引上げ
- ・調査基準価格及び最低制限価格の適正な見直し
- ・発注、施工時期の平準化
- ・建設産業の働き方改革の実現

（入札契約制度の改善内容については15頁第3章に記載）

第2章 平成30年度における入札・契約の実施状況

1 建設工事関係（※予定価格250万円以下の建設工事を除く。）

(1) 落札率等の状況

① 落札率

建設工事の入札方法については、平成19年度から原則として一般競争入札方式により実施している。

平成30年度の落札率は96.4%で、前年度と同率であった。

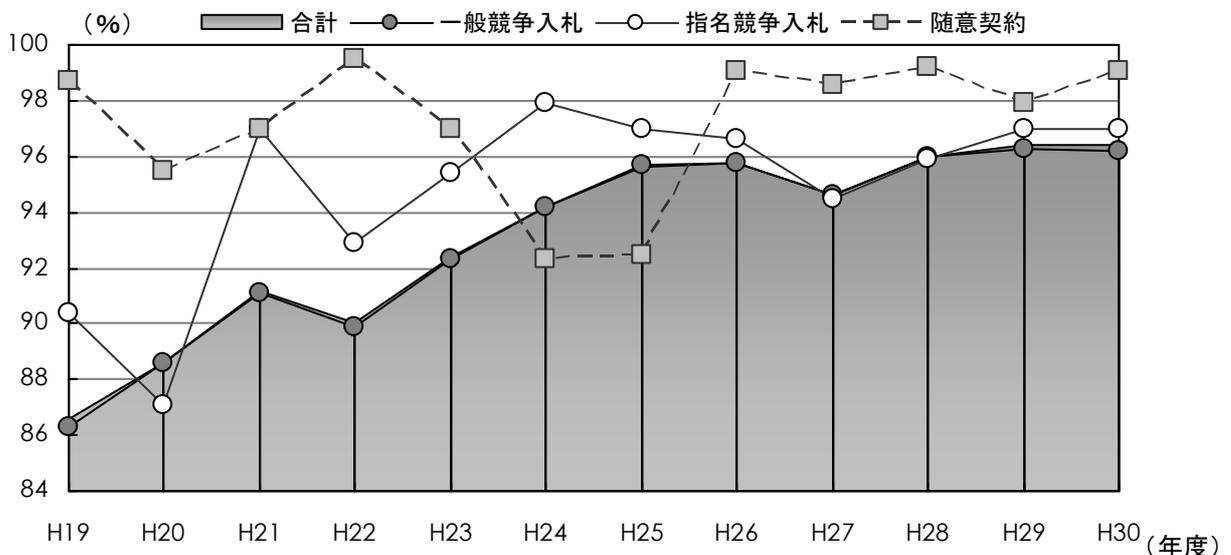
落札率の推移をみると、平成20年度に低入札価格調査制度に失格数値基準を導入したことにより上昇に転じたが、平成22年度には再び落札率が低下した。これを受けて、平成23年度に、低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方法について本県独自に国土交通省を上回る改正を行うとともに、総合評価落札方式における「品質等確実点」を導入した。また、平成28年度及び平成29年度の国土交通省の調査基準価格の引き上げに際しては、本県独自に国土交通省をさらに上回る改正を行った。こうした「過度な低価格入札」の抑制の取組みにより一定の効果があらわれ、近年の落札率は、高水準の傾向が続いている。（表-1、図-1）

表-1 落札率の推移（建設工事）（全部局、予定価格250万円超）

入札方法	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 (件数)
一般競争入札	86.3	88.6	91.1	89.9	92.3	94.2	95.7	95.8	94.6	96.0	96.3	96.2 (931)
指名競争入札	90.4	87.1	97.0	92.9	95.4	97.9	97.0	96.6	94.5	95.9	97.0	(15)
随意契約	98.7	95.5	97.0	99.5	97.0	92.3	92.5	99.1	98.6	99.2	97.9	(36)
合計	86.6	88.6	91.2	90.0	92.4	94.2	95.6	95.8	94.6	96.0	96.4	96.4 (982)

※ 落札率は、契約金額の合計／予定価格合計で算出

図-1 入札方法別落札率の推移（建設工事）



次に、落札率について、区分ごとに比較してみると、落札率 90%超の件数割合は、平成 30 年度では 99.2%と平成 29 年度より 0.3 ポイント増加している。(表-2-1、図-2)

表-2-1 落札率区分別の状況(建設工事)(全部局、予定価格 250 万円超)

〈件数〉

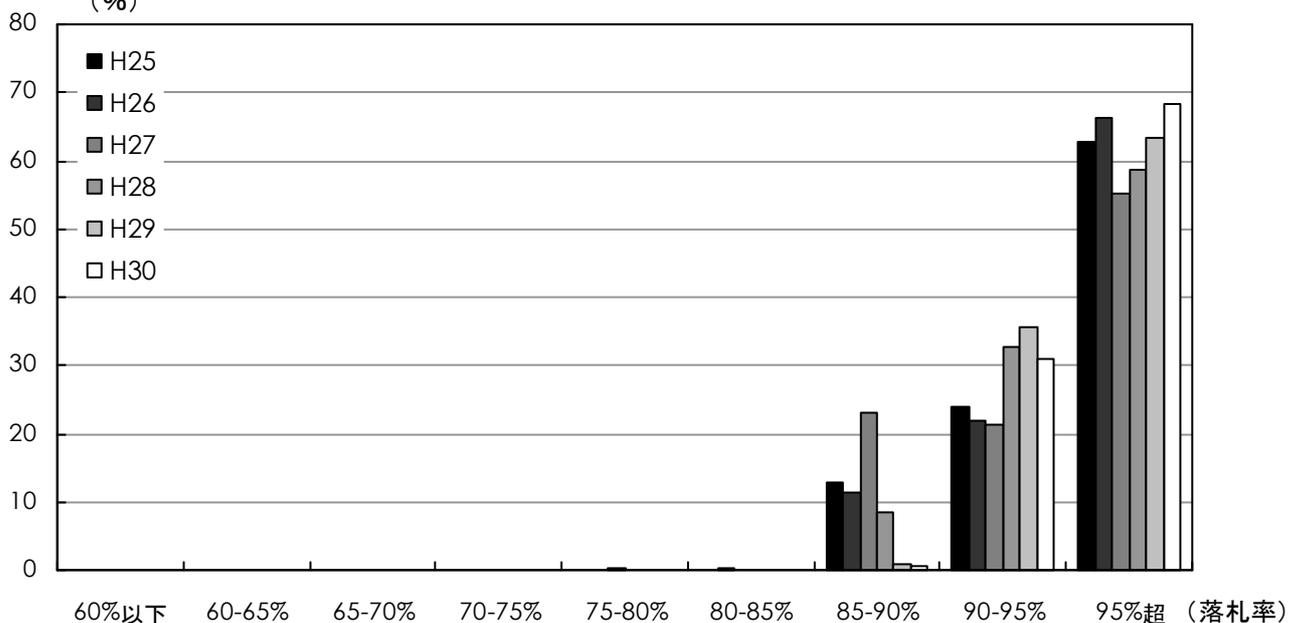
区分	60%以下	60%超 65%以下	65%超 70%以下	70%超 75%以下	75%超 80%以下	80%超 85%以下	85%超 90%以下	90%超 95%以下	95%超	合計	落札率 (%)
H25	1	0	0	1	1	2	177	331	865	1,378	95.6
H26	0	0	0	0	2	4	156	295	895	1,352	95.8
H27	0	0	0	0	2	1	242	226	582	1,053	94.6
H28	0	0	0	0	0	0	97	376	672	1,145	96.0
H29	0	0	0	1	1	1	8	370	658	1,039	96.4
H30	0	0	0	0	0	1	7	304	670	982	96.4

〈割合%〉

区分	60%以下	60%超 65%以下	65%超 70%以下	70%超 75%以下	75%超 80%以下	80%超 85%以下	85%超 90%以下	90%超 95%以下	95%超	合計
H25	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	12.8	24.0	62.8	100
	0.1			0.2		12.9		86.8		
H26	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	11.5	21.8	66.2	100
	0.0			0.1		11.8		88.0		
H27	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.1	23.0	21.4	55.3	100
	0.0			0.2		23.1		76.7		
H28	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.5	32.8	58.7	100
	0.0			0.0		8.5		91.5		
H29	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.8	35.6	63.3	100
	0.0			0.2		0.9		98.9		
H30	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.7	31.0	68.2	100
	0.0			0.0		0.8		99.2		

※ 割合は、各区分ごとに端数処理するため、合計と合わない場合がある。

図-2 落札率区分別件数割合
(%)



② 一般競争入札への平均参加業者数

(※入札辞退、未入札等により一度も札入れをしていない業者を除く。)

県土整備部の一般競争入札への参加業者数は、一件当たりの平均数で、平成 20 年度一般競争入札の全面導入後から減少を続け、平成 30 年度では 3.2 者となっている。(表-2-2)

入札参加業者数の減少は、任意参加である一般競争入札では、各業者は自らの配置技術者数等の条件や発注見通しを活用しながら、受注したい入札案件を絞り込んでいることなどが要因と考えられる。

表-2-2 平均参加業者数の状況

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
9.4 者	7.9 者	7.5 者	7.5 者	6.6 者	4.8 者	3.9 者	3.3 者	4.1 者	3.6 者	3.3 者	3.2 者

(2) 不調・不落の発生状況

平成 30 年度の県土整備部における入札時不調不落発生件数は 65 件 (9.9%) で、前年度と比較して 18 件 (1.6 ポイント) 減少している。(表-3、図-3)

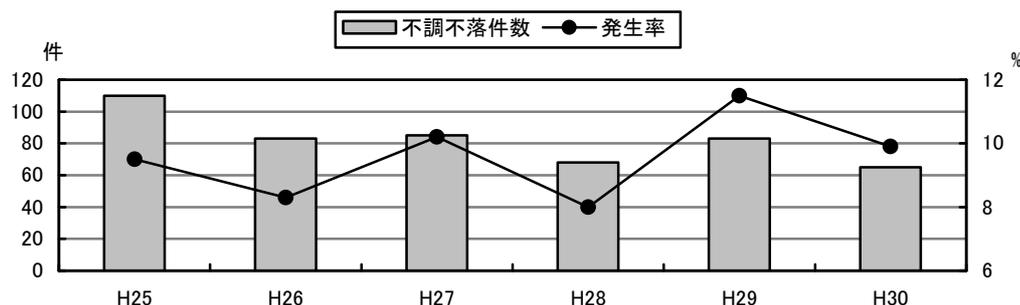
今後も、年度末等の特定の時期に工事が集中し、企業の技術者不足等による不調の発生を防ぐため、工事の早期発注や余裕期間制度等を活用するなど、年間を通した工事量の平準化に努めていく。

発生した不調案件については、工期の見直しや、関連事業など複数の工区をまとめるロットの大型化などの工夫により、再発注し契約に至っている。

表-3 不調・不落の発生状況(建設工事)〈県土整備部、予定価格 250 万円超。随意契約を除く。〉

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
入札件数	1,157	1,003	830	845	723	657
不調不落件数	110	83	85	68	83	65
うち不調	—	77	57	59	40	50
うち不落	—	6	28	24	28	15
発生率(%)	9.5	8.3	10.2	8.0	11.5	9.9

図-3 不調・不落の発生状況の推移〈県土整備部、予定価格 250 万円超。随意契約を除く。〉



(3) 県内業者受注率の状況

県内（本店）業者の受注率は、件数ベースで 96.8%と前年度と比べ 2.4 ポイント増加し、また、当初契約金額ベースでは 84.6%と 1.6 ポイント増加した。（表－４－１、表－４－２）

平成 30 年度について、件数に関しては、例年同様に高い水準で推移している。また、金額に関しては、大規模な工事を県外業者が受注したものの、件数が増加したことにより上昇した。

表－４－１ 県内業者の受注率【件数ベース】（建設工事）（全部局、予定価格 250 万円超）（件）

入札方式	H26		H27		H28		H29		H30	
	県内受注件数	県内受注率	県内受注件数	県内受注率	県内受注件数	県内受注率	県内受注件数	県内受注率	県内受注件数	県内受注率
一般競争入札	1,208	95.5%	988	96.1%	1,074	96.7%	957	94.9%	903	97.0%
指名競争入札	16	100.0%	15	100.0%	10	100.0%	13	86.7%	15	100.0%
随意契約	66	93.0%	8	80.0%	21	87.5%	11	68.8%	33	91.7%
合計	1,290	95.4%	1,011	96.0%	1,105	96.5%	981	94.4%	951	96.8%

表－４－２ 県内業者の受注率【当初契約金額ベース】（建設工事）（全部局、予定価格 250 万円超）（百万円）

入札方式	H26		H27		H28		H29		H30	
	県内受注金額	県内受注率	県内受注金額	県内受注率	県内受注金額	県内受注率	県内受注金額	県内受注率	県内受注金額	県内受注率
一般競争入札	60,768	94.9%	31,816	81.0%	44,142	78.1%	40,506	85.2%	38,965	90.6%
指名競争入札	86	100.0%	82	100.0%	34	100.0%	71	5.3%	56	100.0%
随意契約	542	90.6%	50	85.1%	157	93.3%	72	61.4%	219	6.6%
合計	61,395	94.9%	31,948	81.0%	44,334	78.1%	40,649	83.0%	39,240	84.6%

(4) 品質の確保に関する状況

① 工事成績評定点

本県では、請負業者の適正な選定や指導・育成、工事の品質向上に資することを目的に、原則として、1 件の当初設計金額が 500 万円を超える建設工事を対象に、工事成績評定点を算出している。

当該評定の平成 30 年度における県全体の平均点は、81.2 点となっており、前年度と比べると 0.7 点上昇した。

また、評定点と落札率との関係については、落札率の違いにより工事成績の大きな違いは見られない。（表－５－１、表－５－２）

表－５－１ 工事成績評定点の推移（建設工事）（全部局 当初契約金額 500 万円超）

（単位：点、件）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
評定点	77.0	77.5	78.1	78.9	79.4	80.2	80.5	81.2
件数	950	1,119	1,042	1,206	901	888	905	834

表－５－２ 落札率区分別工事成績評定点（建設工事）（全部局）

落札率 年度	落札率								
	65%以下	70%以下 65%超	75%以下 70%超	80%以下 75%超	85%以下 80%超	90%以下 85%超	95%以下 90%超	95%超	合計
H29(評定点)	-	-	-	-	77.0	79.6	80.4	80.5	80.5
H30(評定点)	-	-	-	-	-	82.8	81.3	81.2	81.2
H30(件数)	-	-	-	-	-	8	287	539	834

② 総合評価落札方式と最低価格落札方式での工事成績評定点

県土整備部では、価格と品質の2つの基準で評価する総合評価落札方式を実施しており、対象とする建設工事の設計金額は1,000万円以上としている。

平成30年度の工事成績評定の平均点は、総合評価落札方式の方が81.6点と最低価格落札方式より0.9点高くなっている。（表－6）

表－6 総合評価落札方式の状況（建設工事）（全部局、予定価格500万円超）

（単位：件、%、点）

落札方式	件数	平均落札率 (%)	平均評定点
総合評価落札方式	498 (507)	96.4 (96.5)	81.6 (81.0)
最低価格落札方式	336 (398)	95.0 (95.5)	80.7 (79.7)
合計	834 (905)	96.1 (96.3)	81.2 (80.5)

※（ ）内は前年度の数値

③ 低入札価格調査制度の運用

平成30年度において、調査基準価格を下回った低入札発生件数は、県土整備部で4件（発生率1.6%）と例年同様に低い割合となった。

これは、総合評価落札方式における品質等確実点の導入や、低入札価格調査によるダンピング対策の効果が表れているためと考えられる。（表－7）

表－7 低入札価格調査制度における調査実績（建設工事）

年度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
県土 整備 部	基準価格設定数	374	481	421	435	386	322	362	315	257
	低入札発生件数 (発生率%)	50 (13.4)	10 (2.1)	3 (0.7)	4 (0.9)	7 (1.8)	1 (0.3)	7 (1.9)	10 (3.2)	4 (1.6)
	低入札落札件数	17	2	2	1	2	0	5	7	1
全 県	低入札発生件数	66	12	7	4	7	3	14	13	7
	低入札落札件数	24	3	3	1	2	0	9	9	3

2 建設工事関連業務委託関係（※予定価格 100 万円以下の業務委託を除く。）

（1）落札率の状況

建設工事関連業務委託に関しては、建設工事の場合と異なり、格付けのために業者を客観的に評価する制度（建設業法に基づく経営事項審査制度）がないことから、本県では、金額規模により 10～15 者前後を選定して実施する指名競争入札を原則としている。

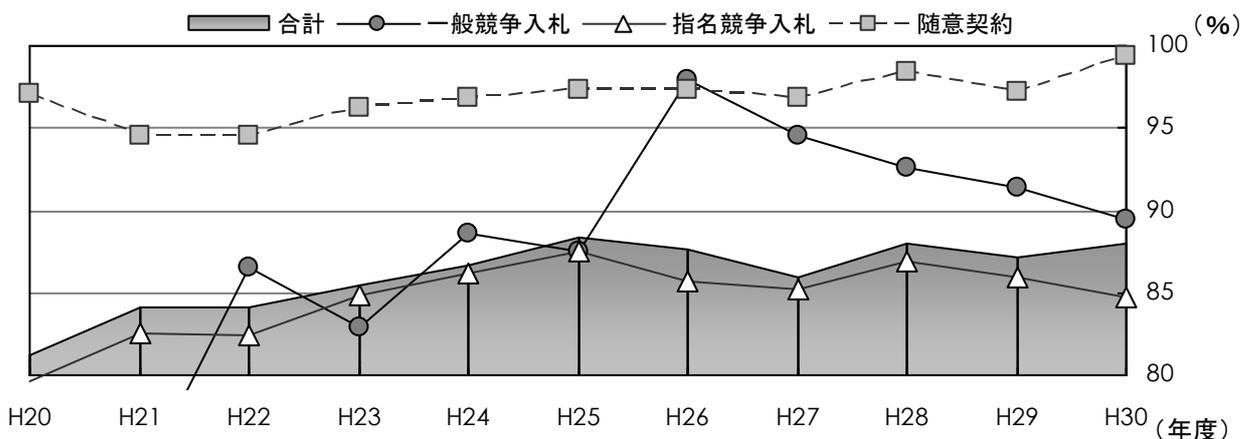
平成 30 年度の落札率は 88.0%と、前年度と比べ 0.9 ポイント増となり、平成 25 年度をピークに横ばいの状況である。（表－8－1、図－4）

表－8－1 落札率の推移（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格 100 万円超）

（単位：％、件）

入札方法	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 (件数)
一般競争入札	—	73.5	86.5	82.9	88.6	87.5	98.0	94.5	92.6	91.4	89.4 (57)
指名競争入札	79.6	82.5	82.4	84.9	86.2	87.5	85.7	85.2	86.9	86.0	84.7 (589)
随意契約	97.1	94.6	94.6	96.3	96.8	97.3	97.3	96.9	98.4	97.2	99.4 (116)
合計	81.2	84.1	84.1	85.5	86.7	88.4	87.6	86.0	88.0	87.1	88.0 (762)

図－4 入札方法別落札率の推移（建設工事）



落札率の区分ごとの件数割合は、平成 30 年度では、80%超が大多数を占めている。平成 28 年度に低入札価格調査制度の調査基準価格を引き上げた結果と考えられ、「過度な低価格入札」の抑制に対し一定の効果があらわれていると考えられる。（表－8－2）

表－8－2 落札率の状況（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格 100 万円超）

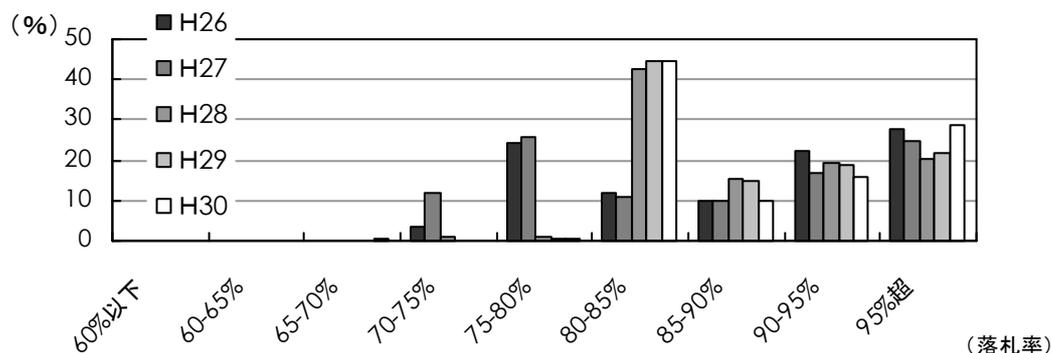
〈件数〉

区分	60%以下	60%超 65%以下	65%超 70%以下	70%超 75%以下	75%超 80%以下	80%超 85%以下	85%超 90%以下	90%超 95%以下	95%超	合計	落札率 (%)
H26	0	0	0	34	240	116	98	218	273	979	87.6
H27	0	1	1	85	185	77	73	121	178	721	86.0
H28	1	0	0	7	8	298	109	135	143	701	88.0
H29	0	0	0	1	2	283	93	118	137	634	87.1
H30	0	0	2	1	4	340	76	121	218	762	88.0

〈割合％〉

区分	60%以下	60%超	65%超	70%超	75%超	80%超	85%超	90%超	95%超	合計
	65%以下	70%以下	75%以下	80%以下	85%以下	90%以下	95%以下			
H26	0	0	0	3.5	24.5	11.8	10.0	16.8	27.9	100
	0			28.0		21.9		50.2		
H27	0	0.1	0.1	11.8	25.7	10.7	10.1	16.8	24.7	100
	0.2			37.5		20.8		41.5		
H28	0.1	0	0	1.0	1.1	42.5	15.6	19.3	20.4	100
	0.1			2.1		58.1		39.7		
H29	0	0	0	0.2	0.3	44.6	14.7	18.6	21.6	100
	0			0.5		59.3		40.2		
H30	0	0	0.3	0.1	0.5	44.6	10.0	15.9	28.6	100
	0.3			0.6		54.6		44.5		

図－5 落札率区分別件数割合（建設工事関連業務委託）



(2) 県内業者受注率の状況

県内（本店）業者の受注率は、件数ベースで 75.3%、契約金額ベースで 62.4%となっており、前年度に比べ、件数では 1.0 ポイント上回り、契約金額では 3.5 ポイント下回った。

平成 30 年度について、件数に関しては、8 月の大雨による災害復旧工事関係の委託業務を県内企業が受注したことから県内受注率は上昇した。

一方、金額に関しては、件数と同様に大雨による災害復旧工事関係業務委託を県内企業が受注したが、高額な委託業務を県外企業が受注したことにより、トータルとして県内受注率は減少した。（表－9－1、表－9－2）

表－9－1 県内業者の受注率【件数ベース】（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格 100 万円超）（単位：％）

入札方式	H26		H27		H28		H29		H30	
	県内受注件数	県内受注率								
一般競争入札	—	0.0%	8	88.9%	42	79.2%	67	97.1%	55	96.5%
指名競争入札	650	74.3%	499	74.4%	452	73.9%	387	71.7%	429	72.8%
随意契約	89	86.3%	33	80.5%	29	76.3%	17	68.0%	90	77.6%
合計	739	75.4%	540	74.9%	523	74.5%	471	74.3%	574	75.3%

表－9－2 県内業者の受注率【当初契約金額ベース】（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格100万円超）（百万円）

入札方式	H26		H27		H28		H29		H30	
	県内受注金額	県内受注率								
一般競争入札	－	0.0%	97	89.3%	435	72.3%	775	96.0%	638	88.1%
指名競争入札	3,952	63.4%	2,520	60.3%	2,523	59.0%	2,453	60.6%	2,792	56.9%
随意契約	1,093	83.0%	178	73.3%	218	69.8%	58	44.5%	1,033	67.6%
合計	5,045	66.7%	2,796	61.7%	3,176	61.2%	3,286	65.9%	4,463	62.4%

（3）品質の確保に関する状況

① 委託業務成績評定点の状況

建設工事と同様の目的により、建設工事関連業務委託に関しても、原則として1件の当初設計金額が200万円を超える委託業務等を対象に成績評定点を算出している。当該評定の平成30年度における県全体の平均点は、82.2点と、前年度を0.9点上回った。また、落札率との関係においては、低い落札率であっても評定点が平均を大きく下回るような案件は見られない。（表－10－1、2）

表－10－1 業務成績評定点の推移（単位：点、件）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
評定点	79.9	80.1	80.7	80.9	81.3	82.2
件数	777	717	457	493	521	593

表－10－2 落札率区別業務成績評定点

落札率 年度	65%以下	70%以下 65%超	75%以下 70%超	80%以下 75%超	85%以下 80%超	90%以下 85%超	95%以下 90%超	95%超	合計
	H29(評定点)	－	－	77.0	80.0	81.5	81.0	81.2	
H30(評定点)	－	81.0	－	83.7	82.5	81.8	81.6	82.3	82.2
H30(件数)	－	2	－	3	269	63	93	163	593

② 低入札価格調査制度の運用

建設工事関連業務委託においては、迅速な入札執行を図るため、平成26年5月から低入札価格調査制度対象の委託業務の設計金額を700万円以上から1,000万円以上に引き上げている。また、県土整備部において平成27年10月から当該設計金額を3,000万円以上とする試行を実施中である。

平成30年度における低入札価格調査発生件数は、県全体で13件（うち県土整備部で2件）となっている。（表－11）

表－11 低入札価格調査制度における調査実績（建設工事関連業務委託）

年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30
県土 整備部	基準価格設定数	240	141	85	19	37	68
	低入札発生件数 (発生率%)	28 (11.7)	26 (18.4)	15 (17.6)	5 (26.3)	1 (2.7)	2 (2.9)
	低入札落札件数	12	12	8	3	0	2
全県	低入札発生件数	37	31	23	15	16	13
	低入札落札件数	16	16	12	6	11	8

③ 非指名措置の状況

過度な低価格入札を抑止するため、平成 22 年 5 月から、過度な低価格入札による失格を繰り返す者に対し、失格回数に応じて非指名期間を設定する措置を導入している。

導入後の検証結果などから、非指名の機動的な対応や失格回数に応じた非指名期間の設定などの改正を平成 25 年度に実施した結果、失格業者数、非指名業者数ともに減少している。（表－12）

表－12 非指名措置の状況（建設工事関連業務委託）

<失格業者数> (単位：者)

年度	失格回数		年計
	1回	2回以上	
H22	31	17	48
H23	39	17	56
H24	14	15	29
H25	16	5	21
H26	18	3	21
H27	12	4	16
H28	15	2	17
H29	10	1	11
H30	6	2	8

<非指名業者数>

(単位：者)

年度	非指名期間					年計
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	
H22		5	2	1	1	9
H23	4	13	3		1	21
H24	6	10	2	1	1	20
H25		3	2			5
H26		5	2			7
H27		4				4
H28			1	1	1	3
H29		2				2
H30		4				4

第3章 平成30年度及び令和元年度における主な改善の取組

1 公正な競争と適正な利益が確保される入札契約制度の実施

公正な競争等を前提としながら、「品質」及び「適正な競争」を確保しつつ、建設業者等の適正な利益が確保され、工事の安全や企業の技術の蓄積と研鑽に繋がる入札契約制度となるよう、平成30年度において以下の対策を実施した。

なお、令和元年度における取組についても、平成30年度中の方針決定を受け実施する。

2 建設工事に関する見直し内容

(1) 若手・女性技術者の育成モデルの試行の拡大〔平成30年7月〕

平成27年7月から若手技術者の育成に寄与するモデル事業として、若手技術者を建設工事の配置予定技術者とした場合に総合評価落札方式で加点評価する若手技術者評価型の試行を開始した。

平成30年7月からは、女性技術者を建設工事の配置予定技術者とした場合にも総合評価落札方式において加点評価することとし、女性も活躍しやすい就労環境整備の実現や入職促進に向けた改善を図った。

表－1 平成27～30年度試行件数 (県土整備部のみ) (単位：件)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
若手技術者 評価型	発注件数	7	14	28	24
	若手・女性技術者配置による落札件数	3	5	11	13
	うち、週休2日確保モデルの実施件数			3	

(2) ICT (情報通信技術) 活用工事[※]の試行の拡大

〔平成30年4月、令和元年7月〕

平成29年4月から、設計金額3,000万円以上かつ1,000m³以上の土工を目安に工事を選定し、ICT活用工事の試行を開始した。平成29年度には2件、平成30年度には4件のICT活用工事を実施した。また、平成30年度は、設計金額1,000万円以上かつ3,000m²以上の路盤工を含む舗装工事を対象に追加した。

令和元年7月からは、ICT活用工事の実績に対し証明書を発行し、後の工事において総合評価落札方式で加点評価することとした。また、試行工種の追加により、更にICT活用工事を促進していく。

※ 未習熟者でも熟練オペレーターと同等かつ迅速に施工できるバックホウ等のICT建機(3次元データにより制御された建設機械)を使用する工事

(3) 週休2日確保モデル工事の試行の拡大〔平成30年4月、令和元年7月〕

平成29年7月から若手技術者の育成に寄与するモデル事業の一部として行ってきた週休2日確保モデル工事の試行について、平成30年4月から全ての工事を対象として積極的に活用を図り、平成30年度は17件のモデル工事を発注し2件で週休2日を実施した。

令和元年7月からは、受注後に受発注者の協議によりモデル工事として実施することができるよう制度を見直した。併せて、モデル工事の実績に対し証明書を発行し、後の工事において総合評価落札方式で加点評価とすることとした。

これらにより、更なる週休2日確保モデル工事を促進していく。

(4) インターンシップ・職場体験学習等の評価〔平成30年7月〕

担い手の育成・確保の観点から、中学生～大学生を対象としたインターンシップ・職場体験学習等の受入れを行った企業を適正に評価するため、総合評価落札方式の評価項目を新たに設定した。

制度改正後の入札において、入札参加者138者のうち81者でインターンシップ等の評価を受けており、今後、さらなる増加が見込まれる。

(5) 災害協定やボランティア活動等の地域貢献の評価〔令和元年7月〕

近年の自然災害の増大を受け、業者の地域の熟知に繋がる「防災」や「地域ボランティア等」の活動を適正に評価するため、これまで総合評価で一体的に評価してきた「災害協定に基づく活動」と「地域ボランティア等の活動」について、各々評価するように配点の見直し・適正化を図る。

(6) 余裕期間制度[※]の試行の拡大〔平成30年12月〕

平成28年11月から、工事の平準化の取組みとして余裕期間制度を試行導入した。

平成30年8月豪雨の災害復旧にあたり受注者の施工体制の確保が懸念されたため、平成30年12月からは、試行範囲を拡大することとし、余裕期間制度の対象工事の設計額の下限值3,500万円を撤廃した。平成30年度の実績は、対前年度20件増の27件となった。

※ 発注者が提示する一定の期間の範囲内で、受注者が工事の始期を任意に設定できる制度

3 建設工事関連業務委託に関する見直し内容

(1) 総合評価落札方式の拡大〔平成30年7月〕

県土整備部では平成28年7月から、原則として、設計金額3,000万円以上の業務委託に総合評価落札方式を適用することとし、平成29年7月からはこれに加え、設計金額1,000万円以上3,000万円未満の業務の2割を対象とする見直しを行った。さらに、平成30年7月からは対象を設計金額500万円以上3,000万円未満の業務の2割に拡大することで、総合評価による業務の更なる品質の向上を図った。

表-2 県土整備部の平成30年度の総合評価実績状況

設計金額3000万円以上	実施率100% (17件中17件実施)
設計金額500万円以上3000万未満	実施率13% (203件中26件実施)

(2) 若手・女性技術者の配置の評価〔平成30年7月、令和元年7月〕

総合評価落札方式において、若手、女性技術者を配置予定技術者とした場合に加点評価する「若手・女性技術者評価型」を新たに設定し、平成30年度はこれを3件発注したが、いずれも若手、女性技術者の配置予定技術者とした企業の受注には繋がらなかった。令和元年7月からは、若手、女性技術者の配置がより高い評価点となるように配点の見直しを行う。

(3) インターンシップ・職場体験学習等の評価の拡大〔平成30年7月〕

担い手の育成・確保の観点から総合評価落札方式において加点評価しているインターンシップ・職場体験学習等の受入れについて、対象をこれまでの高校生のみから、中学生～大学生までに拡大した。

制度改正後の入札において、入札参加者317者のうち25者でインターンシップ等の評価を受けており、今後、さらなる増加が見込まれる。

(4) ボランティア活動等の地域貢献の評価〔令和元年7月〕

効率的な業務の遂行や品質の確保のため、企業の地域の熟知に繋がる「社会資本の維持管理」に関する活動（地域ボランティア等の活動）を総合評価落札方式の評価項目に新たに設定する。

(5) 条件付き一般競争入札の試行導入〔平成31年2月〕

建設工事関連業務委託の発注について、指名競争入札を原則としてきたが、透明性と競争性を向上させるため、設計金額1000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務を対象に条件付き一般競争入札の試行を実施し、平成30年度では2件試行を行った。

5 入札・契約制度改善の経緯

※数値は、特に注釈のあるものを除き県土整備部（平成21年度以前は土木部）関係のみ。

	～平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
法令等			H13.04 入札契約適正化法施行	H15.01 官製談合防止法施行			H17.04 品確法施行、H18.01 改正独禁法施行	
談合事件		H13年1月最上地方における農業土木工事に公取立入調査（業界談合）			H15年9月置賜地方における測量、土木コンサルタント等業務に公取立入調査（業界談合）	H16年10月東北地方整備局等が発注した鋼橋上部工事関係の70社に独禁法違反で立入調査		
改善推進組織				山形県入札制度改善委員会設置（庁内組織）				
競争性の確保 公正・公平	一般競争入札	H7年度WTO案件に導入。 10億円以上の土木工事、15億円以上の建築工事を一般競争入札とする。		1億円以上の工事に条件付一般競争入札の導入（4千万円以上についても実施可能）	4千万円以上の工事に条件付一般競争入札の拡大（1千万円以上についても実施可能）			
	地域要件、格付け等				県内全域からの応札を3億円以上から1億円以上に拡大	JV対象工事に単体業者が参加する混合入札とする	入札条件に工事成績や技術者の施工実績を設定	
	指名競争入札		意向確認型指名競争入札の廃止と公募型の拡大	指名業者数を12業者に拡大、指名業者名は落札決定後に公表	指名理由書の作成要領を制定		業務委託の指名選定基準の制定	
透明性の確保	監視機能	入札監視委員会の設置（契約金額2千万円以上・発注予定1億円以上の建設工事）					測量、設計等業務委託（契約金額500万円以上）を審査事項に追加	
	予定価格	H11年5月から250万円超工事について事後公表	250万円超の建設工事全てについて事前公表					
	積算内訳書	閲覧による積算内訳の事後公表の実施		入札時に提出義務化、積算基準、設計単価公表			内訳書の審査要領を制定し、審査手法を統一化	
	契約情報等公開	H10年9月経営事項審査結果公表		発注見通し、指名選定理由、契約書等の公開	工事成績、低入札基準価格、最低制限価格の公表		測量等業務委託も指名理由、予定価格を公表（事後）	
	電子入札等					H15年11月試行		
品質の確保	低入札価格調査制度	H9年WTO案件に導入 H11公募型、意向確認型指名競争入札にも適用	2億円を超える建設工事を対象とする	設計金額4千万円以上の建設工事に導入	設計金額4千万円未満の建設工事に「最低制限価格制度」を導入	低入札コスト調査により完成時のコスト構造分析開始	失格判断基準・調査方法の改善、業務委託設計金額700万円以上に導入、技術者の増員義務付け（H17年1月～）	
	低入札対象工事件数			410	307	299	276	
	低入札調査件数			26	26	26	40	
	発生率			6.3%	8.5%	8.7%	14.5%	
	多様な入札・契約方式	入札時VE方式試行	契約後VE方式試行			PFI事業の実施、業務委託に係るプロポーザル方式の試行	総合評価落札方式の試行	契約後VEの実施、総合評価落札方式簡易I型実施（H18年1月～）
	工事成績評定					要領を改正し評価の厳格化		工事成績、技術者の施工実績を入札条件に設定
	評定平均点の推移					（土木・農林全体）→	73.8	74.6
不正の排除	指名停止措置機関							
	指名停止期間		談合、贈賄を定めている期間の2倍とする					
	損害賠償予約条項				契約約款に10%を設定（建設工事）	契約約款に10%を設定（委託業務）		
	コンプライアンス							
	元請下請関係			指導要領策定	元請下請調査88件	89件	97件	92件
	談合情報等対応		現場説明会廃止				マニュアルの統一化	
談合情報の推移		1	4	2	5	7	1	
県内の建設投資額（億円）	H8ピーク 9,601	8,062	7,086	5,976	5,355	4,918	4,816	
建設業許可業者数（年度末）	(H11) 5,832	5,806	5,713	5,637	5,720	5,767	5,579	
建設業倒産件数（暦年）	(H11) 35	43	42	52	48	48	37	
建設工事落札率（指名）		96.0%	94.6%	94.6%	93.5%	93.2%	92.4%	
建設工事落札率（一般）		—	92.7%	92.7%	92.9%	91.2%	90.5%	
建設工事落札率（計）		96.0%	93.6%	93.0%	93.0%	91.4%	90.6%	

5 入札・契約制度改善の経緯

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
法令等	H18.12 知事会指針		H20.07 県公共調達基本条例施行					
談合事件	H18年4月市民オンブズマンが鋼橋上部工事の談合について損害賠償請求を怠っていると県を提訴	H19年3月置賜管内測量等談合に係る損害賠償請求の訴えを提起						
改善推進組織		H19年10月山形県公共調達改善委員会設置(外部委員組織)	H20年12月山形県公共調達評議委員会設置(外部委員組織)					
競争性の確保 公正・公平	一般競争入札		250万円超1千万未満の工事について4月から一部、H20年1月から原則全面実施。事務軽減のため事後審査方式導入					
	地域要件、格付け等		応札可能業者は原則20者以上を確保する。主観点数に企業の社会性評価を導入	土木一式の発注基準及び建設工事の地域要件に係る金額区分を一部改正		土木一式の発注基準及び建設工事の地域要件に係る金額区分を一部改正		
	指名競争入札		指名業者数を拡大					
透明性の確保	監視機能		指名停止措置の再苦情処理、談合情報の審査(1億円以上)を追加					
	予定価格		事後公表の試行(H20年1~3月)	事後公表の試行(H20年10~H21年3月)	事後公表の試行(H21年6~)	事後公表の試行継続(H22年4月~)	事後公表の試行継続(H23年4月~)	事後公表の試行継続(H24年4月~)
	積算内訳書							
	契約情報等公開	個々の入札結果をホームページ上で公開(H19年3月~)						
	電子入札等	本格実施	質問・回答の電子化		電子閲覧の本格実施			
品質の確保	低入札価格調査制度		(業務委託設計金額700万円未満に最低制限価格制度試行導入)	建設工事・業務委託とも失格数値基準を導入(H20年6月30日~)、調査基準価格の引き上げ(H21年1月26日~)	建設工事の調査基準価格引き上げ、建設工事・業務委託とも失格数値基準・最低制限価格を引き上げ(H21年6月1日~)	建設工事における現場代理人と配置技術者の兼務禁止、及び業務委託の入札で失格を繰り返す業者に対する、非指名措置制度を導入(H22.5.1~)	建設工事の調査基準価格引き上げ、建設工事・業務委託とも失格数値基準・最低制限価格を引き上げ(H23年5月1日~)	・土木コンサルタント業務の調査基準価格および失格数値基準の引き上げ(H24年5月1日~) ・「非指名」措置等の検証と見直しの検討
	低入札対象工事件数	218	245	296	440	374	481	421
	低入札調査件数	19	23	21	37	50	10	3
	発生率	8.7%	9.4%	7.1%	8.4%	13.4%	2.1%	0.7%
	多様な入札・契約方式		総合評価落札方式簡易II型実施	地域貢献活動を評価項目として設定可能に(簡易II型)	簡易I型とII型は地域貢献活動の評価項目設定を必須に、標準型でも可能にして、本格実施	設計金額4000万円以上、原則全面実施。地域貢献活動の評価対象項目を拡大。(H22年4月)事後審査方式の試行(H22年7月)	・技術点に「品質等確実点」を導入 ・事後審査(簡易II型)対象工事の範囲を拡大	・総合評価落札方式の建設工事における評価項目の拡充 ・土木コンサルタント業務の県土整備部における総合評価落札方式の試行 ・建設工事関連業務委託の県土整備部における県内業者優先指名競争入札の試行
	工事成績評定							
評定平均点の推移	75.3	75.6	75.8	76.5	76.7	77.0	77.5	
不正の排除	指名停止措置機関		県機関(病院、企業局)の一本化					
	指名停止期間		贈賄、独禁法違反行為、入札妨害及び談合について期間延長					
	損害賠償予約条項		違約金特約条項改正(20%)					
	コンプライアンス	内部通報制度施行	山形県職員倫理規程施行(H20年1月~)		公共調達スキルアッププログラムの施行			
	元請下請関係	82件	80件	80件	80件	80件	80件	80件
	談合情報等対応							
	談合情報の推移	8	2	4	0	4	3	3
県内の建設投資額(億円)	4,928	4,220	3,819	3,896	3,346	3,375	3,576	
建設業許可業者数(年度末)	5,408	5,184	5,115	5,083	4,940	4,783	4,720	
建設業倒産件数(暦年)	57	53	49	36	26	16	17	
建設工事落札率(指名)	92.5%	90.4%	87.1%	97.0%	92.9%	95.4%	97.9%	
建設工事落札率(一般)	88.2%	86.3%	88.6%	91.1%	89.9%	92.3%	94.2%	
建設工事落札率(計)	88.5%	86.6%	88.6%	91.2%	90.0%	92.4%	94.2%	

5 入札・契約制度改善の経緯

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
法令等			H26.06改正品確法、改正建設業法、改正入契法施行	発注関係事務の運用に関する指針			
談合事件							
改善推進組織							
競争性の確保 公正・公平	一般競争入札						・H30年7月から入札参加資格の事後審査方式の対象とする金額要件の撤廃し原則事後審査 ・業務委託において、条件付き一般競争入札の試行
	地域要件、格付け等					総合支庁管内を地域要件とする範囲を設計金額3千万円以上5億円未満に引上げ	
	指名競争入札						
透明性の確保	監視機能						
	予定価格	事後公表の試行継続 (H25年4月～)	事後公表の試行継続 (H26年4月～)	原則事後公表の暫定実施 (H27年7月～)			
	積算内訳書						
	契約情報等公開			業務委託の発注見通しの公表を試行 (H27年4月～)	業務委託の発注通しの公表の試行の改正 (H28年4月～)	工事の発注通しの公表の改正 (H29年4月～)	
	電子入札等						
品質の確保	低入札価格調査制度	業務委託における失格を繰り返す者に対する「非指名」措置の改正・強化 (H25年4月～)	業務委託における低入札価格調査対象設計金額の引上げ (H26年5月～)	業務委託における低入札価格調査対象設計金額及び最低制限価格対象設計金額の引上げ (H27年10月～県土整備部試行)	・建設工事及び建設工事関連業務委託の調査基準価格引上げ (H28年4月～・H28年7月～) ・建設工事関連業務への最低制限価格制度の適用 (H28年4月～)	建設工事の調査基準価格引上げ (H29年6月1日～)	
	低入札対象工事件数	435	386	322	362	315	257
	低入札調査件数	4	7	1	7	10	4
	発生率	0.9%	1.8%	0.3%	1.9%	3.2%	1.6%
	多様な入札・契約方式	・建設工事における総合評価落札方式の工事成績評定の評価対象期間の延長 ・土木コンサルタント業務における総合評価の試行基準（価格点）の一部改正 (H25年5月)	・建設工事における総合評価落札方式の工事成績評定の評価対象機関の拡大 (H26周知、H27～) ・県との災害協定に基づく活動実績の評価見直し ・土木コンサルタント業務における総合評価の対象設計金額の変更、価格点の評価方法の追加、事後審査方式の導入	・若手技術者育成モデル工事の試行 (H27年7月～) ・予定価格の見積り活用方式の試行 (H27年5月～) ・業務委託の総合評価の試行対象業務を拡大 (H27年7月～)	・総合評価落札方式における地域貢献度の見直し、工事成績評定にかかわる評価対象範囲の見直し (H28年7月～) ・業務委託における総合評価落札方式の本格実施 (H28年7月～) ・余裕期間制度の試行 (H28年11月～県土整備部試行)	・総合評価落札方式（工事）における「専任補助者評価型」の廃止 (H29年4月～) ・総合評価落札方式（工事）における「ICTの活用等」評価項目の追加 (H29年4月～) ・総合評価落札方式（業務委託）の評価値算定に「品質等確実点」を導入 (H29年7月～) ・総合評価落札方式（業務委託）の対象業務を拡大 (H29年7月～)	・総合評価落札方式（工事）における「ICT活用工事」に「舗装工事」を追加、「女性技術者の評価」の追加、「インターンシップ」の追加、「インターンシップ」の評価の対象拡大、「業務成績評定の拠点基準の見直し」 (H30年7月～)
	工事成績評定						・2次下請け以降に関わる工事において、全ての建設業者が社会保険等に加入している場合を評価 (H30年7月～)
	評定平均点の推移	78.1	78.9	79.4	80.2	80.5	81.2
不正の排除	指名停止措置機関						
	指名停止期間	不当な情報提供要求があったと認められた場合、指名停止とする。					
	損害賠償予約条項						
	コンプライアンス	不当な情報要求対応要領制定 (H25年4月～)					
	元請下請関係	80件	60件	55件	50件	45件	45件
	談合情報等対応						
	談合情報の推移	1	2	1	1	0	0
県内の建設投資額（億円）	4,637	4,479	4,384	4,675	4,837		
建設業許可業者数（年度末）	4,728	4,755	4,747	4,702	4,656		
建設業倒産件数（暦年）	12	12	10	8	8	8	
建設工事落札率（指名）	97.0%	96.6%	94.5%	95.9%	97.0%	97.0%	
建設工事落札率（一般）	95.7%	95.8%	94.6%	96.0%	96.3%	96.2%	
建設工事落札率（計）	95.6%	95.8%	94.6%	96.0%	96.4%	96.4%	

第2部 物品及び役務等の調達関係

第1章 物品及び役務等の調達における入札・契約制度の運用状況

物品及び役務等の調達方法には、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約がある。1件の予定価格が160万円を超える物品、250万円を超える印刷物の製造請負及び100万円を超える業務委託の一部については、原則として事業者の所在地や実績などの要件を定めて入札を行う条件付一般競争入札により調達している。(予定価格が3,000万円以上のWTO案件を除く。)

なお、随意契約により調達できるのは、予定価格が160万円以下の物品、250万円以下の印刷物の製造請負及び100万円以下の業務委託並びにその性質又は目的が競争入札に適さないものなどである。(地方自治法、同施行令、山形県財務規則)

契約方法		内容
競争入札	一般競争入札	契約の目的を公告し、一定の有資格者のうちから広く多数の希望者が入札に参加して競争するもの。
	条件付	所在地要件、実績要件、技術的適性要件等を定めて行うもの。
	指名競争入札	特定多数の有資格者の中から指名し、入札により競争するもの。
随意契約		競争入札によらずに契約の相手を特定するもの。 契約可能な相手が複数いる場合は、可能な限り複数者から見積を徴取して相手を決定し、相手が1者に限られる場合は、その者と1者随意契約している。

<山形県物品電子調達システムの導入>

平成17年度から本庁において、160万円以下の物品及び250万円以下の印刷物については、山形県物品電子調達システムにより調達している。平成20年度からは総合支庁にもシステムを導入している。

本システムでは、契約を希望する業者が調達案件ごとに随時見積金額を入力することができるようになっており、導入によって業者の参入機会の拡大と競争性の確保を図っている。

1 平成 30 年度における物品の調達状況

1 件の予定価格が160万円を超える物品の調達件数は599件で、前年度と同数であった。そのうち「競争入札によるもの」が226件（37.7%）、「随意契約によるもの」が373件（62.3%）であった。（表－1）

前年度と比較して、「競争入札によるもの」が減少したのは、県有施設開設に伴う備品等の調達件数が減少したことによるものであり、「随意契約によるもの」が増加したのは、医薬品類の調達件数が増加したことによるものである。

表－1 物品調達件数（予定価格 160 万円超）の年度別推移

（単位：件、％）

調達方法	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		増減(30-29) 件数
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
競争入札によるもの	303	47.4	240	40.1	226	37.7	▲14
随意契約によるもの	336	52.6	359	59.9	373	62.3	14
合計	639	100.0	599	100.0	599	100.0	0

2 平成 30 年度における印刷物の調達状況

1 件の予定価格が250万円を超える印刷物の製造請負件数は15件で、前年度と同数であった。そのうち「競争入札によるもの」が11件（73.3%）、「随意契約によるもの」が4件（26.7%）であった。（表－2）

「随意契約によるもの」は、印刷用の原版を所有しているなど競争入札に適さないものや障がい者支援施設等から調達したものであった。

表－2 印刷物製造請負件数（予定価格 250 万円超）の年度別推移

（単位：件、％）

調達方法	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		増減(30-29) 件数
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
競争入札によるもの	12	70.6	9	60.0	11	73.3	2
随意契約によるもの	5	29.4	6	40.0	4	26.7	▲2
合計	17	100.0	15	100.0	15	100.0	0

3 印刷物の最低制限価格の設定状況

印刷物の品質確保を図るため、平成22年度から、会計局会計課が発注する印刷物のうち予定価格が50万円を超えるものについては、設定率を10分の6とした最低制限価格を設定している。

その後、見直しを行い、平成24年度に設定対象を予定価格30万円以上に引き下げ、さらに平成30年度には最低制限価格の設定率を10分の7に引き上げており、過度な低価格での応札の防止と品質の確保に努めている。

なお、平成30年度は72件で設定し、そのうち28件で最低制限価格を下回る失格者が発生した。(表-3)

表-3 印刷物の最低制限価格設定件数の年度別推移

(単位：件)

年度 契約種別	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	設定件数	うち失格者あり	設定件数	うち失格者あり	設定件数	うち失格者あり
総価契約	65	16	56	16	59	27
単価契約	15	0	12	1	13	1
合 計	80	16	68	17	72	28

※設定対象は、予定価格30万円以上(ただし、予定価格が3,000万円以上のWTO案件は除く)。

4 平成30年度における業務委託の調達状況

1件の予定価格が100万円を超える業務委託の調達件数は899件で、そのうち「競争入札によるもの」が263件(29.3%)、「随意契約によるもの」が636件(70.7%)であった。

全体の件数は前年度より増加しており、これは主に長期継続契約で更新時期を迎えたものが多かったことによるものである。(表-4)

表-4 予定価格100万円超の業務委託件数の年度別推移

(単位：件、%)

年度 調達方法	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		増減(30-29) 件数
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
競争入札によるもの	241	30.0	244	28.4	263	29.3	19
随意契約によるもの	563	70.0	615	71.6	636	70.7	21
合 計	804	100.0	859	100.0	899	100.0	40

「随意契約によるもの」は、「設備等の運行・点検・修理」や「情報通信・コンピュータ関連」において、品質確保の必要性から設備やシステムの設置・開発業者と契約したもの、また、「企画・製作」や「その他（研修・講習・訓練等の実施）」において、企画競争（プロポーザル方式）で選定した者と契約したものなどであった。（表－５）

表－５ 業務委託の分類別の件数

（単位：件、％）

大分類	調達方法	合計	競争入札によるもの		随意契約によるもの	
			小計	うち一般競争入札		うち指名競争入札
1	建物等の保守・管理・運営	110	85	82	3	25
2	廃棄物処理	21	17	12	5	4
3	設備等の運行・点検・修理	93	25	17	8	68
4	調査・研究	65	36	10	26	29
5	情報通信・コンピュータ関連	122	47	41	6	75
6	企画・製作	81	8	6	2	73
7	運送・旅行	17	1	1	0	16
8	その他	390	44	31	13	346
合計		899	263	200	63	636
構成比		100.0	29.3	22.2	7.0	70.7
参考	平成29年度	859	244	177	67	615
	平成28年度	804	241	167	74	563

5 業務委託の低入札価格調査制度の運用

契約の適正な履行や公正な取引秩序の確保を図るため、平成16年度から、設計金額が700万円以上の「建物清掃」、「警備」及び「システムの設計・開発」の3業務について低入札価格制度を導入している。平成22年度からは、条件付一般競争入札により調達している他の業務にも対象を拡大し、現在、13業務について本制度を適用している。（表－７）

平成30年度における制度対象件数は34件で、そのうち3件について低入札に該当したため調査を実施した結果、履行が可能と判断されたことから、最低価格者と契約を締結した。（表－６）

表－６ 業務委託の低入札価格調査制度運用状況

（単位：件）

平成28年度		平成29年度		平成30年度	
制度対象	うち調査実施	制度対象	うち調査実施	制度対象	うち調査実施
22	1	33	2	34	3

(参考) 業務委託の種類

業務委託については、便宜上、大分類で8種目、小分類で49種目に区分整理している。

表-7 業務委託の分類

大分類		小分類		条件付一般競争入札 対象業務	低入札価格調査制度 対象業務	
番号	種目	番号	種目	H20～	H16～	H22～
1	建物等の保守・管理・運営	1	建物清掃	○	○	○
		2	浄化槽・貯水槽の清掃・保守	○		○
		3	警備	○	○	○
		4	空調設備保守	○		○
		5	自家用電気工作物保守	○		○
		6	電気設備保守			
		7	通信施設設備保守			
		8	エレベーター・自動ドア保守			
		9	消防防災設備保守	○		○
		10	施設設備の管理	○		○
		11	受付・電話交換業務	○		○
		12	ねずみ昆虫駆除	○		○
		13	環境測定	○		○
2	廃棄物処理	1	廃棄物収集・運搬・処分	○		○
		2	その他	○		○
3	設備等の運行・点検・修理	1	自動車・船舶・航空機等			
		2	機械・機器・金属製品			
		3	設備（庁舎等以外）			
		4	楽器、音響、照明等			
4	調査・研究	1	調査・分析			
		2	研究			
		3	検査・測定			
5	情報通信・コンピュータ関連	1	システムの設計・開発		○	○
		2	システムの運用保守			
		3	データ処理			
		4	データ・情報提供			
		5	データのオペレーション			
		6	コンピュータの保守管理			
		7	その他			
6	企画・製作	1	物品・看板			
		2	映画・ビデオ			
		3	写真・製図			
		4	広告・広報			
		5	イベント等の企画・運営			
		6	デザイン企画			
		7	ホームページ作成			
7	運送・旅行	1	旅客運送			
		2	貨物運送			
		3	旅行			
8	その他	1	クリーニング			
		2	医事			
		3	検体検査			
		4	給食			
		5	環境保護			
		6	施設の管理運営業務			
		7	研修・講習・訓練等の実施			
		8	保険			
		9	監査・コンサルティング			
		10	その他			
8 種目		49 種目		12 業務	3 業務	13 業務

第2章 地元調達の実施状況

1 取組の内容

「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針（平成21年12月策定）」に基づき、「地元で調達できるものは地元で購入する」ことを基本に、品質と競争性等の確保に留意しながら、地元企業の受注拡大等に配慮した取組を平成22年度から実施している。

予定価格が10万円以下の物品の購入、250万円以下の印刷物の製造請負及び100万円以下の業務委託について、地元調達率95%以上を目標としている。

2 平成30年度の取組状況等

平成30年度の地元調達率は、物品購入で95.5%、印刷物の製造請負で99.9%、業務委託で99.1%となっており、いずれも目標を達成している。（表-8）

表-8 地元調達の実施状況

（単位：％）

区 分	対象金額 （予定価格）	地元調達率		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
物 品	10万円以下	95.5	95.4	95.5
印 刷 物	250万円以下	99.9	99.9	99.9
業務委託	100万円以下	98.9	99.0	99.1

※1 県内企業からの調達が困難なもの及び病院事業局発注分を除く。

※2 調査対象期間は、各年度4月～12月。

今年度も地元調達率95%以上の達成に向け、全庁を挙げて地元企業の受注機会の拡大に取り組むこととしており、公所における調達の推進や物品等の納入に際して十分な納入期間の確保に努めていく。

資料編

1 山形県公共調達基本条例（平成20年7月18日山形県条例第43号）

（目的）

第1条 この条例は、公共調達に係る入札及び契約に関する制度（以下「入札契約制度」という。）に関し基本的事項を定めることにより、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を確保するとともに、公共調達に係る入札契約制度に対する県民の信頼を確保し、もって県民の福祉の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共調達 県が支出負担行為に基づき行う調達をいう。
- (2) 建設工事等 建設工事並びに建設工事に係る測量、設計、調査、コンサルタント業務及び材料の納入をいう。
- (3) 建設業者等 建設工事等を請け負うことを営む者をいう。

（基本理念）

第3条 公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程からの談合その他の不正行為の排除が徹底されるものでなければならない。

- 2 公共調達に係る入札契約制度は、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されるものでなければならない。
- 3 公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されるものでなければならない。
- 4 公共調達に係る入札契約制度は、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を考慮したものでなければならない。
- 5 公共調達により調達するもののうち建設工事等は、経済活動等の基盤となる社会資本を整備する社会経済上重要なサービスであり、これを担う健全な建設業者等の育成は、県民経済の発展に重要であることを踏まえ、建設工事等に係る入札契約制度は、建設業者等の技術のほか、その法令の遵守状況、環境保全に関する対策、建設工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、当該評価を入札及び契約の過程において適切に反映するように配慮したものでなければならない。

（県における取組）

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）を踏まえて、公共調達に係る入札契約制度を運用するとともに、基本理念にのっとり、公共調達に係る入札契約制度を不断に見直し、改善に努めなければならない。

- 2 知事、企業管理者及び病院事業管理者（以下「知事等」という。）は、毎年度、議会に公共調達に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。
- 3 県は、県内における他の地方公共団体に対し、入札契約制度の改善に関して、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(山形県公共調達評議委員会)

第5条 基本理念にのっとり公共調達に係る入札契約制度の改善について調査審議させるため、山形県公共調達評議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、知事等の諮問に応じ、又は自発的に、公共調達に係る入札に参加する者に必要な資格の見直しその他公共調達に係る入札契約制度の改善に関する重要事項を調査審議する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、知事等に対し、必要な改善措置を講ずることを求めることができる。
- 4 知事等は、前項の規定による求めを受けたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第6条 委員会は、委員8人以内で組織する。

(委員)

第7条 委員は、学識経験のある者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることを妨げない。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、前項の会議の議長となる。
- 3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第10条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、県土整備部において処理する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 19 日条例第 7 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

